

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年12月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 2000033 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 2000029 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社B所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年10月1日から同年9月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和49年9月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年9月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求期間②について、請求者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和56年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年9月1日から同年10月1日まで

② 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

私は、両請求期間について、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、両請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の事業主から提出された従業員台帳、請求者に係る雇用保険の加入記録、複数の同僚の回答及び企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)から判断すると、請求者は、請求期間①において、同社に継続して勤務(昭和49年9月1

日にA社から同社B所に異動)し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和49年9月の標準報酬月額については、請求者のA社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における同年10月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、昭和49年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 A社の事業主から提出された従業員台帳により、請求者は、請求期間②において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められる。

また、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿における請求者の記録により、昭和55年の定時決定による標準報酬月額が22万円であり、同年11月から昭和56年4月までの間に随時改定が行われた形跡はないことが確認できるところ、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、同支店に係る事業所別被保険者名簿における請求者の同年4月の記録から、22万円であると認められる。

一方、A社の事業主は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間②においてA社C支店における厚生年金保険の被保険者記録があり、同支店における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が月末又は月末の前日となっていることが確認できる8名の同僚に照会を行い、複数名から回答を得られたが、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得ることができなかった。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はなく、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求期間②については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

以上のことから、請求者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和56年6月1日であると認められ、同年5月の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、昭和56年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必

要である。